平成２５年（フ）第３８７号
高知県長岡郡大豊町川戸412番地
破産者　株式会社長香コーポレーション
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４１号
山口市黒川447番地の10
破産者　五衛府印刷株式会社
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第９８１号
北海道千歳市富士３丁目４番16号　シャトー富士201号、開始決定時の住所北海道千歳市幸福４丁目５番６号
破産者　佐藤　将人
1　破産債権の届出期間　平成28年11月９日まで
2　一般調査期日　平成29年１月18日午前10時30分
平成28年10月12日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８０４号
富山県射水市中新湊11番23号、破産手続開始決定時の住所京都市伏見区深草西浦町４丁目79番地の１
破産者　村井ビルフィットネススタジオこと　村井しずえ
1　破産債権の届出期間　平成28年11月14日まで
2　一般調査期日　平成28年11月30日午後２時45分
平成28年10月13日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１３１４号
大阪市中央区淡路町２丁目４番３号
破産者　株式会社アイールインターナショナル
1　破産債権の届出期間　平成28年11月14日まで
2　一般調査期日　平成29年１月19日午後２時30分
平成28年10月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６７７号
埼玉県加須市花崎２丁目10番地７
破産者　石川　和美
1　破産債権の届出期間　平成28年11月22日まで
2　一般調査期日　平成28年12月13日午後２時
平成28年10月11日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５２２３号
大阪府東大阪市大蓮南２丁目18番20号、前住所大阪府東大阪市衣摺５丁目21番30号
破産者　菊池彫刻所こと　菊池　健二
1　破産債権の届出期間　平成28年11月22日まで
2　一般調査期日　平成28年12月22日午後２時30分
平成28年10月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９６７号
大阪府寝屋川市成美町10番27号
破産者　長坂　勝雄
1　破産債権の届出期間　平成28年11月25日まで
2　一般調査期日　平成28年12月26日午後２時
平成28年10月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５３号
京都市右京区西院松井町16番地
破産者　山本　さだ
1　破産債権の届出期間　平成28年11月30日まで
2　一般調査期日　平成29年１月25日午前10時
平成28年10月13日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２７８１号
大阪府八尾市東太子２丁目１番10―112号
破産者　株式会社アライバル
1　破産債権の届出期間　平成28年12月５日まで
2　一般調査期日　平成29年２月13日午後２時30分
平成28年10月12日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の特別調査期日

平成２８年（フ）第７１号
愛媛県喜多郡内子町本川4008番地
破産者　西岡　千明
特別調査期日　平成29年１月19日午後２時
平成28年10月13日　松山地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２８年（フ）第１５６０号
大阪市中央区島町１－２―12―1205、開始決定時の住所大阪市中央区糸屋町１丁目２番11―2902号
破産者　白本　恭啓
1　期日　平成28年11月14日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年10月12日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第１０号
千葉県柏市十余二249番地
清算株式会社　株式会社はくじん
代表清算人　張ケ谷洋二
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２０４３号
東京都千代田区鍛冶町１丁目９番12号
清算株式会社　株式会社金井藤吉商店
代表清算人　金井　藤雄
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別表記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から10日以内に、下記の方法により算出した金額を弁済する。
記
換価代金から清算手続費用その他必要な費用を控除した残額（但し、第２項の合計額並びに別表記載の協定債権者１乃至９に対する預金債権及び出資金返戻金の金額を除く。）に別表記載の「弁済控除額」の総額を加算した金額（但し、3500万円を下らないものとする。）を、別表記載の各「協定債権弁済基準額」に応じて按分したうえ、当該按分額から別表記載の各「弁済控除額」を控除した金額。
2　清算株式会社は、別表記載の協定債権者８に対し、11万2808円を、別表記載の協定債権者９に対し、６万4781円を、本協定の認可の決定が確定した日から10日以内に弁済する。
3　別表記載の各協定債権者は、第１項及び第２項の規定により各自が受けるべき弁済を受けたとき（但し、別表記載の協定債権者11乃至13については本協定の認可の決定が確定したとき）は、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　第１項及び第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、別表記載の各協定債権者に対し、換価代金から清算手続費用その他必要な費用を控除した残額を別表記載の各「協定債権弁済基準額」の割合に応じて弁済する。この場合においては、別表記載の各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別表省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２８年（再）第２号
山梨県甲府市丸の内３丁目16番12号
再生債務者　大和商事株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　甲府市丸の内２―34―８　第２メグロ会館３―Ａ　後藤法律事務所　弁護士　後藤　光利
平成28年10月11日　甲府地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２５年（再）第１号
山口県美祢市秋芳町秋吉3451番地の１
再生債務者　株式会社秋芳観光ホテル秋芳館
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成28年10月11日　山口地方裁判所